

平成30年度 国・県に提案、要望する主要事業

【鳥取市】

番号	項目	要望内容	提案・要望先	新・継	市所管部課
1	マイナンバー制度の導入に係る財政支援について	個人番号カードの交付事務について、平成30年度以降においても、カード利用拡大等に応じた申請の継続が見込まれ、住基カードからの切り替えに伴うカード廃止事務や公的個人認証の更新、紛失等による再発行、住民異動に伴う券面記載事項変更等、継続して事務が発生し、窓口事務量が恒常的に増加することから、これら交付事務等の円滑な実施を図るための体制整備に対して、永続的な財政支援措置を設けていただきたい。	総務省 県・総務部	継続	総務部 総務課
2	県費補助金交付に係る市町村の義務負担の見直しについて	「きのこ王国とっとり」を目指し、全県をエリアとして原木しいたけのブランド化を推進する事業などであっても、「市町村が主導」「県は財政面で市町村を応援すべきもの」と判断され、市町村負担を伴う制度スキームとなっている。 単県補助事業の創設に当たっては、直接補助を基本としていただくとともに、間接補助とする場合であっても、市町村負担を伴わない制度設計をお願いする。 また、市町村負担を求める場合は、事業の背景、性質、制度スキームの妥当性などを、事前に市町村へ説明の上、できる限り市町村の意見を反映していただきたい。	県・総務部	継続	行財政改革課
3	補助対象事業費の考え方について	補助金の補助対象事業費について、その財源として市町村が地方債を活用した場合、後年度において措置される交付税相当額を差し引いた後の金額を積算基礎とするケースが散見される。 国庫支出金等の特定財源を除いた費用への充当財源の選択は市町村の裁量であり、交付税は地方に帰属する固有財源でもあることから、これを補助対象経費から差し引くことについては見直しをお願いしたい。	県・地域振興部	新規	行財政改革課
4	中核市への移行について	(1) 財政支援について 中核市移行に伴い、本市の保健所設置に係る初期投資及び運営に係る財政負担について、積極的な財政支援をお願いしたい。 (2) 人的支援について 事務移譲を受けるにあたって、専門職の確保が重要であり、また専門知識やノウハウが必要となるため、専門職員の派遣や研修の受入れ等、人材の支援をお願いしたい。	総務省 県・地域振興部	継続	総務部 中核市推進局
5	防災情報の伝達・手段の充実強化について	同報系の防災行政無線は、防災情報を住民に伝達する重要な伝達手段のひとつであり、本市では、現在、老朽化している設備のデジタル化による更新に着手したところである。一方、移動系の防災行政無線についても、新スプリアス規格に対応するため、平成33年5月までにデジタル化を含めて更新を検討していく必要がある。 緊急防災・減災事業債は、平成32年度まで再延長されたところではあるが、防災情報の伝達に係る事業を継続して実施して行う必要があり、恒久的な財政支援をお願いしたい。	総務省 県・危機管理局	継続	防災調整監 危機管理課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
6	気象警報・注意報の発表区域のさらなる細分化について	現在、警報や注意報の発表は、市町村を単位とする二次細分区域ごとに行われている。本市の場合は、気象特性等も考慮され、その区域をさらに分けた鳥取市北部と鳥取市南部の区域が設定されているところであるが、鳥取市北部については東西に長く、区域内での実際の気象と警報の内容が整合しないケースが多々ある。これらのことから、より適切な災害対応が可能となるよう発表区域についてさらなる細分化を検討いただきたい。	気象庁 県・危機管理局	新規	防災調整監 危機管理課
7	インターネット上における人権侵害の防止について	インターネット上における人権侵害を防止するため、プロバイダ責任制限法の見直しなど実効性ある措置を早急に講じることをお願いしたい。	総務省 法務省 県・総務部人権局	継続	人権政策監 人権推進課
8	人権救済制度の確立について	人権が侵害された場合における被害者の救済を迅速・円滑に行うため、地域の実態を十分把握し、地方自治体や関係各方面の意見を反映させた実効性のある救済制度を早急に確立していただきたい。	法務省 県・総務部人権局	継続	人権政策監 人権推進課
9	部落差別の解消の推進に関する法律について	「部落差別の実態にかかる調査」など、法律に規定される施策の具体的な方針等について、必要な情報の提供、指導及び助言をお願いしたい。	法務省 県・総務部人権局	新規	人権政策監 人権推進課
10	女性の職業生活における活躍の推進について	現在、従業員300人以下の企業の一般事業主行動計画策定は努力義務とされている。しかし、当該規模の企業が大部分を占める地方において、女性の活躍推進を進めるうえで計画の策定は欠かせない。策定企業への優遇措置の拡充を検討され、地方においても推進しやすい制度づくりを進めていただきたい。	内閣府男女共同参画局 県・元気づくり総本部	継続	人権推進監 男女共同参画課
11	地方創生の推進について 《重点要望》	地方創生の推進に向け、雇用の充実・若者定住の促進、子育て・教育環境の整備、安心安全なまちづくり等の取組を行っている。国と地方が一体となって地方創生の取組を深化・推進させるため、国としての共通課題に対する取組を強化し、地方が担う事務と責任に合った恒久的な財源を確保していただきたい。 また、地方の自主性・独自性を最大限発揮できるよう、地方財政計画における「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充するとともに、「地方創生推進交付金」が翌年度以降も継続又は新たな交付金が創設される場合は、2分の1の地方負担を交付税で財源措置するのではなく、全額交付金で交付するとともに、自治体の予算編成スケジュール等への配慮など柔軟な制度設計・運用としていただきたい。 併せて、東京一極集中の是正、特に20代の若者の転出超過を解消するため、企業や政府機関の地方移転や地方拠点の拡大を促進させるなど多様な働く場の創出や地方の特色を生かした魅力のある大学の創出など、地方へのひとの流れを創出するための多様な支援策を講じていただきたい。	内閣府 県・元気づくり総本部 県・地域振興部	継続	企画推進部 政策企画課
12	国の機関などの地方移転について	人口減少の背景にある構造的課題を解決するために国が果たすべき役割は大きく、中長期的視点に立って企業・政府関係機関等の地方移転を積極的に進めていただきたい。	内閣府 県・地域振興部	継続	企画推進部 政策企画課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
13	地方国公立大学における学部・学科等の拡充について	都市の大学との連携によるダブルキャンパスの検討等、地方においても高度で魅力ある教育が受けられるよう、地方国公立大学における地域や学生のニーズに対応した学部・学科等の拡充に取り組んでいただきたい。	文部科学省 県・地域振興部	継続	企画推進部 政策企画課
14	連携中枢都市圏構想の推進について	連携中枢都市圏に係る圏域全体に対する国の財政措置は、定住自立圏に係る圏域に対するものよりも厚く措置されているものの、連携自治体に対しては同じ措置となっている。 連携中枢都市圏形成の機運の高揚を図り、取組を実効性のあるものとし、圏域全体が活性化・持続的発展をするため、連携自治体に対する財政措置を拡充していただきたい。	総務省 県・地域振興部	継続	企画推進部 政策企画課
15	県立美術館について	県立美術館については、今年度から基本計画の検討が行われるとのことだが、まだまだ具体的な内容が決まっていない中であり、引き続き鳥取県にふさわしい美術館のあり方を検討していただきたい。 また、県立美術館建設に係るこれまでの本市との経過を踏まえれば、市民の理解を到底得るものではなく、県は貴重な土地を提供して市道整備に協力いただいた方や県民、団体の皆さんが納得される丁寧な説明をしていただきたい。	県・教育委員会	継続	企画推進部 文化交流課
16	消費者行政における市町村の相談業務に対する支援について	消費者生活相談の複雑化、高度化が進むなか、消費者被害未然防止に向けた啓発活動や相談体制の充実など、今後一層消費者行政の強化に取り組む必要がある。しかし、消費者行政推進にかかる事業への交付金の活用期間には年限があるため、来年度以降、事業継続に伴う自主財源の負担が増加する。このため、国においては地方消費者行政推進交付金の活用期間の延長や新たな制度の創設等、継続的な財政支援をお願いしたい。また、県においては国への働きかけをお願いしたい。	消費者庁 県・くらしの安心局	継続	地域振興局 市民総合相談課
17	介護保険制度等における特別徴収の取扱いについて	現在、介護保険制度において、当初特別徴収対象者の要件を満たしてから特別徴収が開始されるまで、原則半年かかるものであるが、特別徴収の導入された意義を踏まえ、対象者の要件を満たしてから特別徴収が開始されるまでの間隔のさらなる短縮を検討されたい。 また、年金差止、年金担保貸付の返済開始あるいは保険料の減額決定等による年度途中での特別徴収の中止者を中止事由に該当しなくなったため再開する場合、現行年次処理での把握となっているため最大1年以上の間隔が生じる場合があるが、特別徴収への迅速な対応が求められることを考慮し、年度中途での把握対象(月次処理)としての取扱いを検討されたい。 上記の介護保険制度における特別徴収の取扱いについては、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度においても同様な取扱いとされており、上記要望の特別徴収の取扱いを国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度においても導入されるよう検討されたい。	厚生労働省	継続	福祉部 高齢社会課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
18	地方単独事業実施市町村に対する国民健康保険に係る国庫負担金等の減額措置の見直しについて	<p>地方自治体が条例により実施している医療費助成制度は、少子化対策、生活弱者対策として地方が地域の実情に応じて行っているものであるが、現下の社会情勢においては、必要かつ不可欠な制度となっている。</p> <p>子どもの医療費に係る国庫負担金の減額措置については、少子化対策の観点から年齢を限定して廃止することとされたが、生活により支援が必要な障がい者やひとり親家庭の医療費に係る減額措置については、見直しの議論の対象とはなっていない。</p> <p>子どもの医療費のみならず、その他の医療費助成事業に関しても、国保に係る国庫支出金が減額されることのないよう見直しをお願いしたい。</p>	厚生労働省 県・福祉保健部	継続	福祉部 保険年金課
19	<p>国保会計が受けている国庫支出金の減額措置（ペナルティ）に対する財政負担について</p> <p>《重点要望》</p>	<p>特別医療費助成の実施により市町村国保が国から受けている国庫支出金の減額措置（ペナルティ）は、未就学児の医療費に係る措置は撤廃されるものの、その他の医療費助成に係る措置に関しては継続されることとなり、国保の都道府県化への懸念材料となっている。</p> <p>平成30年度以降は、県がこの減額措置を受けることとなることから、特別医療費助成制度が県と市町村との共同事業で成り立っていることに鑑み、この減額に対する県の応分の負担を行っていただきたい。</p>	県・福祉保健部	継続	福祉部 保険年金課
20	佐治診療所及び鳥取市立病院への医師派遣について	<p>平成30年度以降も鳥取市佐治町診療所への自治医科大学卒業医師の派遣を継続していただきたい。</p> <p>また、鳥取市立病院は、内科、神経内科、耳鼻咽喉科、産婦人科、循環器内科をはじめ多くの診療科で医師が不足しており、独自の奨学金制度を創設するなど、医師確保に向けた様々な努力を続けているが、大変苦慮しているのが実情である。</p> <p>地域医療を守っていくためにも、佐治町診療所に加え、鳥取市立病院へも自治医科大学卒業医師の派遣をお願いしたい。</p>	県・福祉保健部	継続	福祉部 保険年金課 鳥取市立病院
21	国民健康保険の財政責任主体の都道府県化に係る市町村の予算編成について	<p>平成30年度の予算編成作業（平成29年度）にあたり、各種係数を含む国の予算編成方針及び県の納付金額をできるだけ早期に示していただきたい。</p> <p>現在と同じく国の予算編成方針の発出が12月末であれば、都道府県からの納付金の提示が最短でも年始となることが想定されるが、その後に市の予算編成作業を行うことになると、スケジュール的に本市議会への新年度予算案の上程に支障をきたすことになる。市町村の予算要求スケジュールを考慮した仕組みとしていただきたい。</p>	県・福祉保健部	継続	福祉部 保険年金課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
22	国保情報集約システムに係る経費負担について	国保情報集約システムの導入にあたり、イニシャルコストの国の助成対象になっているが、次期更新に係る経費に関し、助成対象とならない場合、市町村の大きな不安材料となる。このシステムは国保の都道府県化に伴って、新たに発生するシステム経費であり、特に保険者数の少ない小規模県では財政負担が重くなるのが想定されることから、次期更新時の国の補助をお願いしたい。	厚生労働省 県・福祉保健部	新規	福祉部 保険年金課
23	障害福祉サービス事業所（グループホーム）施設整備及び運営の財政支援について	障がい者の福祉施設入所者や入院中の医療機関からの地域生活への移行を推進するにあたり、地域において自立した日常生活を営む上で相談等の日常生活の援助を行うことのできるグループホームが必要であるが、本市では不足している状況にある。グループホームの増設については、医療機関や社会福祉法人、医療法人等への要請を進めているが、設立及び運営するために必要な財政的支援を要望する。	厚生労働省 県・福祉保健部	継続	福祉部 障がい福祉課
24	地域生活支援事業における確実な財源措置について	地域生活支援事業は、原則、国50%、県25%、市25%の負担割合で事業を実施することとされているが、50%の国庫補助が確保されず、事業に係る市費負担が年々増大している。 地域の実情や利用者のニーズに応じて実施する事業が円滑に行えるよう、国庫補助の拡大と事業実績に見合った確実な財源措置を講じていただきたい。	厚生労働省	継続	福祉部 障がい福祉課
25	保育施策に対する支援の充実・強化について	保育士の確保や保育施設の整備等については、本市でも民間事業者の協力を得ながら鋭意努力しているが、個々の自治体での対応には限界がある。 また、現在でも保育の受け皿は充分とは言えないことから、今後の施設整備に対して、国・県におかては、十分な財政措置を講じるとともに、制度の改善・充実をお願いしたい。 （1）潜在保育士の職場復帰を促すため、県においては「鳥取県保育士・保育所支援センター」を開設され、就職準備金等の貸付や再就職支援セミナーの開催などの支援を行っていただいているところであるが、今後も引き続き保育士の確保策を講じていただきたい。 （2）保育の受け皿はまだ不足しており、「安心こども基金」を活用した保育施設の整備については需要が高い状況が続いている。そのため、今後も継続実施をお願いするとともに、補助限度額の増額、株式会社等の民間事業者が行う保育所も補助対象とするなどの要件緩和を行っていただきたい。 （3）民間の認可保育園は、老朽化している施設が多く、建て替えの時期にきている施設も多くなってきている。こうした施設については、事業費が国の補助基準額を大きく超えることが想定されるところであり、今後、こうした建て替え需要が見込まれる中、事業者負担を軽減し、定員増による保育の受け皿を確保するためにも、保育施設整備に対する国の補助基準額の見直しや、国の補助を超えた部分への県独自の上乘せ補助の創設をお願いしたい。	内閣府（少子化対策） 厚生労働省 文部科学省 県・福祉保健部	継続	健康こども部 こども家庭課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
26	幼稚園就園奨励費補助等の拡充	国においては、幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担軽減を図るため、幼稚園就園奨励費補助を実施しているところである。しかし、この国庫補助率は年々改善されているものの圧縮率を乗じて減額して交付されているため3分の1に満たない状況であり、補助率どおりの交付をお願いしたい。	文部科学省	継続	健康こども部 こども家庭課
27	子どもの貧困対策の充実について	平成28年度「地域子供の未来応援交付金」を活用し、実態やニーズ把握を行い、必要な施策や連携・推進体制の整備などの子どもの貧困対策を総合的に推進する「鳥取市子どもの未来応援計画」を平成29年3月に策定したところである。今後、この計画に基づく事業を実施するにあたり、子どもの貧困対策を効果的に進めるための予算の恒久化とともに、運用の弾力化をお願いしたい。 また、「子どもの居場所づくり」推進モデル事業については、こども食堂の運営はボランティア的な支えが中心であり、安定的に継続実施するには財政的な支援が必要となるので、今後も継続して運営経費等の支援をお願いしたい。	内閣府（少子化対策） 県・福祉保健部	継続	健康こども部 こども家庭課
28	分散型エネルギーインフラプロジェクトの推進について	自立的で持続可能な地域エネルギーシステムの構築、電力の小売り自由化を踏まえた地域経済循環の創出を図るため、本市では総務省の「分散型エネルギーインフラプロジェクト」を推進している。 このプロジェクトにおいて、平成27年度に地域新電力会社を設立するとともに、産業育成プラットフォーム「鳥取環境エネルギーアライアンス」を設立し、これらの組織により再生可能エネルギーによる電力販売事業、電源開発、熱電供給事業、事業者（中小企業等）向け省エネ支援事業を進めることとしている。 本プロジェクトを進めるにあたり、以下の事項について格段のご配慮をお願いしたい。 (1) 地域資源である木質バイオマスの地産地消により地域としての自立性を高めるため、木質等バイオマスエネルギーの利用促進と木材等の利用促進・安定供給に向けた取組への継続支援 (2) 熱電供給事業の推進に向けた財政支援	県・商工労働部 県・生活環境部	継続	経済観光部 経済・雇用戦略課
29	鳥取砂丘ビジターセンター整備に係る駐車場（バリアフリー対応）について	鳥取砂丘市営駐車場内に平成30年秋オープンを予定している鳥取砂丘ビジターセンター（以下「ビジターセンター」という。）であるが、環境省からビジターセンターで利用することになる鳥取砂丘市営駐車場内に身障者専用レーン（屋根付き）の設置を要望されているが、その総額は1,200万円となる見込み。身障者レーンは主にビジターセンターの利用者のためであり、本市単独で事業実施するには負担が大きいため、経費負担をお願いしたい。	環境省 県・生活環境部	新規	経済観光部 鳥取砂丘・ジオパーク推進課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
30	砂丘再生会議での予算執行について	鳥取砂丘再生会議保全再生部会の事業として景観改善のために、保安林内の下草刈りや枯れ木の伐採、ボランティア除草・アダプト除草に取り組んでいる。これらは県市が1/2ずつ負担金(10,498,500円)を出し合い事業を進めているが、ボランティア除草で出た草の処分費だけは、この事業費から対象とされず本市が全額負担し、草処分費等で30万円別途予算化している。この負担金も毎年執行残が出て本市に返金されており、事業費が足りないということではない。鳥取砂丘関連の各種事業は県市が共同で取り組んできている経過も踏まえ、県に対し除草処分費についての1/2経費負担を、もしくは鳥取砂丘再生会議で除草処分費の支出を行うようお願いする。	県・生活環境部	新規	経済観光部 鳥取砂丘・ジオパーク推進課
31	多鯨ヶ池周辺整備事業の推進について	環境省が鳥取砂丘の東西に整備を進める鳥取砂丘ビジターセンターの中間に位置する多鯨ヶ池は、周辺に観光梨園や鳥取砂丘砂の美術館があり滞在型観光を進めるうえで重要な観光素材である。地域住民をはじめ商工会議所や観光事業者、行政による「多鯨ヶ池周辺整備活性化委員会」を組織し、毎年、多鯨ヶ池の観光客の受入に向け、伐採や除草といった環境整備やガイド育成や体験プログラムといったソフト整備に取り組んでいる。本市としても多鯨ヶ池の活用について委員会と協議を進めており、自然景観を楽しみつつ自然の豊かさを体験できる施設(キャンプ場、遊歩道、広場等)整備について検討を始めている。については国、県においても多鯨ヶ池周辺整備を推進するために経費負担をお願いしたい。	環境省 県・生活環境部	新規	経済観光部 鳥取砂丘・ジオパーク推進課
32	米価の安定に向けた適切な需給調整の推進について 《重点要望》	米の生産調整については、平成30年産以降、行政による生産数量目標配分の廃止が予定されているが、農家が安定した農業所得を継続して確保するためには、米の需給バランスが保たれ、米価が安定することが必要不可欠である。 このため、米の需給調整に資する飼料用米等への作付の転換、地域特産物の振興、園芸作物等への転換を誘導する水田活用の直接支払交付金等の十分な財源を確保し、継続的かつ安定的に推進するとともに、需給見通しのきめ細かい情報の提示を行うなど、将来にわたり持続的な米価の安定に向け適切な需給調整の推進をお願いしたい。 (1) 飼料用米、大豆、加工用米等の国が単価を設定する戦略作物に対する助成及び、地域が国の配分枠の中で対象作物や助成単価を設定し、産地づくりに向けた取り組みに活用できる産地交付金について十分な財源確保をお願いしたい。 (2) 需給バランスに沿った主食用米の作付が的確に判断できるよう、米に関する全国の需給見通しや民間在庫量の状況、消費動向、取引価格などきめ細かな情報提供をお願いしたい。	農林水産省 県・農林水産部	新規	農林水産部 農業振興課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
33	TPP、FTA等への対応について	我が国の将来の農業政策に大きな影響が懸念されるTPP協定は、米国の離脱表明後、米国抜きでのTPP協定発効を模索する動きや、米国とのFTA（自由貿易協定）を見据えた2国間協議が開始されるなど、依然として不透明な状況であり、生産者の不安感は益々増大している。 ついては、国においてはTPP協定に関する正確かつ丁寧な説明・情報発信を行うとともに、農林水産業の持続的発展を図るための中長期的な支援と確実な予算確保をお願いしたい。 また、県においても地域農業の持続と農業競争力強化に向けた支援のため、国の動きと連動しつつ積極的な予算確保をお願いしたい。	農林水産省 県・農林水産部	継続	農林水産部 農業振興課
34	保安林の保全対策について	鳥取砂丘から連なる福部海岸林は、山陰海岸国立公園内及び世界ジオパークの中にあつて白砂青松の美しい海岸をなし、観光客へ憩いの場を提供するとともに砂丘らっきょうの産地を形成し、保健・飛砂防備保安林として重要な役割を果たしている。しかし、近年、保安林のマツ林は、松くい虫被害により、クロマツを主材木とする林相は年々悪化しており、裸地化部分も増加し、保安林等の機能が危ぶまれる状況となっている。このため、抵抗性マツの植栽など、保全対策について、引き続き格別のご尽力をいただきたい。	県・農林水産部	継続	農林水産部 林務水産課
35	治山事業について（県営事業：継続分）	下記事業の整備を促進していただきたい。 【継続事業】佐治地域・・・加瀬木（家の上谷川・宮の谷川）地区（予防治山）	県・県土整備部	継続	農林水産部 林務水産課
36	竹林整備事業費について	放置され荒廃した竹林対策として竹の抜取りによる竹林整備事業を促進していくため、本事業予算を確保していただくとともに、平成29年度までを適用期間とする主要な財源である鳥取県森林環境保全税の継続をしていただきたい。	県・農林水産部	継続	農林水産部 林務水産課
37	漁港浚渫の補助制度について	水産物供給基盤機能保全事業において、本市が管理する漁港のうち採択要件に合致しない漁港についてその機能を継続して保全する必要があるため、当面の間は国費助成が可能となるよう採択要件の拡充または代替制度の創設をお願いしたい。（機能集約化等には長期を要するため、その間にも対処できるように）	水産庁 県・県土整備部	継続	農林水産部 林務水産課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
38	漁港浚渫と海岸事業の連携について	<p>漁港への砂の堆積は、冬季の波浪により毎年発生し、多額の浚渫経費を要している。</p> <p>海岸は浸食され、漁港には堆砂するという状況の中で、漁港管理者は浚渫した砂を海岸を守るための養浜としてサンドリサイクルしている。</p> <p>養浜にかかる費用の補助として平成27年度より砂の運搬・投入経費への助成をいただいているところであるが、事業の大半を占める浚渫経費についても養浜材料の調達にかかる経費として補助対象となるよう事業の拡充をお願いしたい。</p> <p>【関係する漁港と海岸】</p> <p>(1) 岩戸漁港・・・湯山・岩戸地区海岸</p> <p>(2) 酒津漁港・・・宝木・水尻海岸</p> <p>(3) 船磯漁港・・・浜村海岸</p>	県・県土整備部	継続	農林水産部 林務水産課
39	漁港浚渫と河川事業の連携について	<p>河口に位置している漁港においては、砂の堆積が顕著であり、河川維持事業である河床掘削との関連性が高く、連携が必要である。</p> <p>特に、岩戸漁港と関連する塩見川河床掘削においては、漁業への影響が出ないよう浚渫時期の調整等を行い適正な維持管理をお願いしたい。</p> <p>【関係する漁港と河川】</p> <p>(1) 岩戸漁港・・・塩見川</p> <p>(2) 酒津漁港・・・河内川</p> <p>(3) 夏泊漁港・・・勝部川</p>	県・県土整備部	継続	農林水産部 林務水産課
40	漂砂対策について	<p>漁港における砂の堆積は、冬季の波浪により毎年発生しており、漂砂対策が喫緊の課題となっている。</p> <p>漁港管理者や海岸管理者が、個別に漂砂調査を実施しても限界があるため、県レベルでの広域的な漂砂調査を実施して、漂砂メカニズムの解明をしていただきたい。</p>	水産庁 県・県土整備部	継続	農林水産部 林務水産課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
41	農業農村整備事業、及び日本型直接支払制度の予算確保について	<p>農村では、人口減少や高齢化の進行等により、集落機能が低下し地域資源の保管理上の問題が深刻化している。この現状を放置すれば、共同作業等を土台として成り立ってきた農業生産が維持できなくなるだけでなく、農地の荒廃による国土保全上の問題も深刻化する。さらには、食料の安定供給機能や多面的機能の発揮にも悪影響を及ぼすことになる。</p> <p>これらのことから、農地・農業用水や環境等地域資源を将来にわたり持続的かつ適切に保全するために、「担い手への農地集積の加速化」や、「農業水利施設の老朽化などに対応するための機能保全計画の策定」、「農業生産基盤の整備の推進」が求められている。あわせて、地域が主体となった資源の保管理活動の支援を継続することが必要となっている。</p> <p>ついては、次の事項について格別のご配慮をお願いしたい。</p> <p>(1) 国民の命や暮らしを支え、強い農業の基盤づくりを実現する農業農村整備事業の予算確保</p> <p>(2) 地域の共同活動による耕作放棄地の発生防止や農業用水等の地域資源の維持・保全に資する、日本型直接支払制度の充実と必要な予算確保及び申請手続きや事務処理など地域の負担を軽減する制度改正</p>	農林水産省 県・農林水産部	継	農林水産部 農村整備課
42	高速道路ネットワークの整備推進について 《重点要望》	<p>(1) 山陰道 鳥取西道路の平成30年の全線供用に向けて、着実に事業を推進していただきたい。</p> <p>(2) 山陰近畿自動車道 沿線住民の安全・安心な生活を支える基盤道路としてだけでなく、産業経済の発展や観光振興のため、計画延長全線の早期開通を推進していただきたい。また、「山陰近畿自動車道」と「山陰道」を結ぶ高速道路網の整備について、計画段階評価を早期に完了し、一日も早い事業化をお願いしたい。</p> <p>(3) 鳥取自動車道 平成24年度に暫定2車線で全線供用された「鳥取自動車道」佐用JCTから鳥取IC間の定時性・安定性の向上を図るため、早期に4車線化を行っていただきたい。</p> <p>当面、付加車線を早期に整備していただきたい。</p> <p>また、鳥取自動車道の一部として暫定利用されている志戸坂峠について、走行性・安全性の向上を図るため、自動車専用道路ネットワークの構築に向けた検討を進めていただくとともに、災害発生時等の速やかな迂回誘導体制を早期に整備していただきたい。</p>	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
43	山陰近畿自動車道駒馳山バイパスへのインターチェンジ整備について 《重点要望》	駒馳山バイパスの開通により鳥取砂丘周辺を含む福部町地内の車両の通行形態は大きく変わり、地元福部地域のまちづくりも転換期を迎えている。 今後、鳥取砂丘周辺の観光振興、渋滞対策、周遊促進の強化とともに、近隣地域の防災・福祉等の充実など、福部町地域の新たなまちづくりを進めていくには、福部IC～大谷IC間に新たなインターチェンジが設置され、駒馳山バイパスが有効に活用されることが必要不可欠であると考えている。 については、駒馳山バイパス福部IC～大谷IC間の適地に新たなインターチェンジの整備をお願いしたい。	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
44	道の駅「神話の里白うさぎ」を活かした周辺地域の活性化について	道の駅「神話の里白うさぎ」は、平成18年の開設以降、白兔海岸周辺の観光・地域振興拠点として多くの観光客等に利用されている。しかし、山陰自動車道の整備が進展する中、今後の道の駅の利活用方策をはじめ、「白兔神社」「気多ノ前展望広場」等の周辺の観光名所、国道・県道等の再整備などについて改めて検討を要する時期にきていると考えている。 平成26年度には、国土交通省により全国35の「重点道の駅」の一つに選定され、今後関係機関が連携し、本道の駅を地域創生の拠点施設としてリニューアルすべく整備内容等の検討を進めている。については、道の駅を含む白兔周辺地域全体の整備推進にご協力いただきたい。	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課 都市環境課
45	気高道の駅（仮称）の整備について	本市では、平成26年度にとりまとめた「気高道の駅（仮称）整備基本構想・基本計画」に基づき、浜村鹿野温泉IC（仮称）付近の主要地方道郡家気高鹿野線沿線において、道路管理者である鳥取県との一体型による「道の駅」整備に本年度より着手し、平成30年度末の完成を目指して事業を推進することとしている。 については、今後の円滑な事業推進のため、引き続き格別の事業連携をお願いしたい。	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
46	鳥取西道路整備に伴う工事車両通行路線の修繕について	鳥取西道路の資材運搬・残土運搬等で大型車の通行が増大し、通行路線（市道）の舗装のひび割れ、陥没等が頻発している。 今後の工事期間中において一般車両の安全な通行が確保されるよう、発注者・請負者等関係機関の連携による維持補修体制を速やかに構築していただきたい。	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
47	県道への案内標識設置について	鳥取西道路の供用開始とあわせ、吉岡温泉IC（仮称）、瑞穂IC（仮称）、浜村鹿野温泉IC（仮称）と各ICと接続する県道交差点における市内主要観光地や施設等への案内標識の整備をお願いしたい。	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
48	県道の市町村への移管について	市町村の財政事情を考慮し、移管に際しては、歩道橋・橋梁などの将来の大規模改修にかかる経費負担を明確にし、道路用地を官有地とした上で協議をしていただきたい。また、広域農道及び県道側道の新設に伴う市道移管については、安定（完成後1年以上経過）した後の移管としていただきたい。	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課 道路課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
49	高速道路整備に伴う既設市道の移設等について	高速道路整備に伴う既設市道の移設については、地元の従前の利用状況を十分に把握したうえで、省エネ照明灯の設置や道路法面等のコンクリート被覆による除草経費の削減など維持管理経費が抑制できるよう、市道及び道路付属施設等の整備をお願いしたい。	国土交通省	継続	都市整備部 都市企画課 道路課
50	一般国道バイパス等の整備促進について (1) 一般国道29号バイパス建設促進	下記事業の早期完成に向けて事業を促進していただきたい。 津ノ井バイパス全線の4車線化及び津ノ井バイパス分岐点から八頭町堀越間の4車線化と歩道の早期整備についてご尽力をお願いしたい。	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
51	一般国道の線形・視距・交差点改良の促進について	線形改良・視距改良・交差点改良の事業を促進していただきたい。			
	(1) 一般国道482号改良整備促進	佐治町細尾～尾際間総合改良計画の策定促進と佐治町 森坪（市道南岸線終点）～加瀬木橋の道路改良促進	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(2) 一般国道53号用瀬改良整備促進（用瀬町用瀬地内）	用瀬小学校下モ視距改良	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
52	中心市街地の渋滞緩和対策について	通勤・通学時に慢性的に渋滞が生じている国道53号（丸山～県庁区間）、県道若葉台東町線について、渋滞緩和対策を講じていただきたい。	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
53	都市計画道路（県施行）の促進について	下記事業の早期完成に向けて事業を促進していただきたい。			
	(1) 都市計画道路大工町土居叶線（鳥取市富安1丁目～叶間）	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(2) 都市計画道路立川甕山線（鳥取市立川5丁目～岩倉間）	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(3) 都市計画道路美萩野覚寺線（鳥取市安長～商栄町、湖山町西～湖山町北間）	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
54	県道の整備促進について				
	1 主要地方道 (1) 「鳥取鹿野倉吉線」 ①高住～福井間	①良田地内の事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
54	(2) 「鳥取鹿野倉吉線」 御熊～ゴルフ場入口	本路線は、鳥取市西地域から鳥取市内へ通勤するための重要な生活路線である。融雪装置の管理については、鳥取市御熊付近～旭国際浜村温泉ゴルフクラブ出入口付近間（約1.5km）の改善を図っていただいているところであるが、水量が少なく、十分な融雪ができていない箇所が見受けられ、利用者の安全確保のため引き続き改善いただきたい。	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(3) 「鳥取河原線」 下味野～倭文	整備促進、用地買収の実施	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(4) 「鳥取河原用瀬線」 報徳地内	道路改良、歩道整備	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(5) 「郡家鹿野気高線」 下砂見地内	拡幅改良の早期事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(6) 「鳥取国府岩美線」 十王峠バイパス整備	事業の促進と早期完成	県・県土整備部	新規	都市整備部 都市企画課
	2 一般県道 (1) 「国安桂木線」 古郡家～国安間改良整備	道路拡幅、歩道整備 鳥取自動車道から津ノ井工業団地への物流ルートの整備	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(2) 「金沢伏野線」 金沢～伏野間改良整備	拡幅改良の事業促進、早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(3) 「矢矯松原線」 松原～吉岡温泉間改良整備	鳥取西道路アクセス道路整備 吉岡温泉町方面への事業延伸	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(4) 「伏野覚寺線」 丸山～覚寺間改良整備	丸山橋を含む歩道整備の早期事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(5) 「加茂用瀬線」の改良整備（用瀬町江波地内）	県境部の事業実施	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(6) 「小河内加茂線」の改良整備	未改良区間（高山～津野）の拡幅改良早期事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(7) 「県道俵原青谷線」 善田バス停待ち合わせスペースの整備	青谷町善田のバス停は、日置川沿いにあり待ち合いスペースがない。青谷小学校の完全統合により平成22年度から日置谷地区の児童がバス通学を始めたこともあり、危険防止のためにも待ち合いスペースを整備していただきたい。	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(8) 「杣小屋曳田線」 河原町曳田～天神原間改良・歩道整備	バイパス計画の事業促進、早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(9) 「若葉台東町線」海蔵寺～桜谷間	歩道整備の事業促進、早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
(10) 「鳥取国府線」 卯垣～岩倉間	歩道整備の早期事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課	

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
54	(11) 「三代寺宮下線」 中郷・町屋工区 中郷橋の拡幅、歩道整備	事業の促進と早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(12) 「湯山鳥取線」鳥取 砂丘入口交差点の改良	当該交差点は、鳥取県東部圏域最大の観光地である鳥取砂丘の玄関口として多くの観光客が通過している。そのうえ、駈馳山バイパスの全線開通で福部ICから砂丘方面への観光客の車両が増加している。については、円滑な車両の誘導を図り、車両や歩行者の安全確保のため交差点改良の事業促進をお願いしたい。	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(13) 「本鹿高福線」の改良・歩道整備（河原町佐貫地内）	バイパス計画の事業促進、早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(14) 「金沢伏野線」の歩道整備 金沢～松原間	歩道整備の早期事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(15) 「御熊白兔線」JR 高架下狭隘部の改良	拡幅改良の事業促進、早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(16) 「鳥取砂丘線」 浜坂二丁目～六丁目間	歩道整備の早期事業化	県・県土整備部	新規	都市整備部 都市企画課
	(17) 「岩美八東線」の改良 岩美町小田地内	岩美町小田地内の大型バス運行困難区間を解消し、岩美町国道9号～国府町下木原間の大型バス運行を可能にしていきたい。	県・県土整備部	新規	都市整備部 都市企画課
	(18) 「智頭用瀬線」の改良 用瀬町赤波地内、出合橋～板井原 岩美町小田地内	拡幅改良早期事業化及び落石防止	県・県土整備部	新規	都市整備部 都市企画課
55	一級河川千代川水系の改修 事業の促進について	下記事業の早期完成に向けて事業を促進していただきたい。			
	1 広域基幹 宮長地区治水対策及び山白川、狐川における環境用水等の検討	①治水対策の事業の促進と早期完成（宮長地区） ②山白川、狐川の非灌漑期における環境用水等の検討	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	2 広域一般 (1) 大路川河川改修（東大路地区、大宮橋～吉成橋間）	事業の促進と早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
55	(2) 塩見川(福部町岩戸～栗谷)河川改修	事業の促進と早期完成 現在、国道9号如来橋狭小部と箭溪川合流部の改修等を平成28年度完成を目的に事業を実施していただいているところであるが、塩見川水系河川整備計画に基づく平成30年度以降の事業計画について、早期完成をお願いしたい。	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(3) 清水川治水対策(吉成南町地区)	治水対策実施(吉成南町地区)	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(4) 大井手川河川改修(徳尾～菖蒲間)及び治水対策(菖蒲地区)	事業の促進と早期完成(徳尾～菖蒲間) 治水対策実施(菖蒲地区)	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	3 河川修繕事業 (1) 湖山川(金沢～長柄)河川改修	事業の促進と早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	4 単県河川 (1) 勝谷川(鹿野町寺内)河川改修	河川幅が狭く氾濫し、床下浸水が起きているため河川改修の早期事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(2) 勝部川(青谷町)河川改修	勝部川統合河川整備事業の勝部川改修L=2,200m及び日置川改修(当初分L=600mと延伸分L=800m)の早期完成。	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(3) 勝部川(青谷町)河川改修	勝部川河口の閉塞の解消(浚渫、導流堤)	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(4) 勝見川(気高町)	改修計画が中止されている区間の早期事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	5 千代川 千代川の親水護岸整備(用瀬町別府～美成)	「流し雛の館」北側より上流部の整備	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	6 千代川 千代川の河床掘削	瀬戸川取水樋門より上流部	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
7 千代川 千代川大淵堰改修	大淵堰及び堤外水路の改修	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課	
56	急傾斜地崩壊防止、地滑り対策及び砂防事業の促進について				
	1 通常砂防工事 (1) 音谷川(上砂見)砂防事業	事業の促進と早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
56	(2) トヨケ谷川(用瀬町宮原) 砂防事業	早期事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(3) 宮の奥川(福部町箭溪) 砂防事業	事業の促進と早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(4) 三谷川(矢矯) 砂防事業	早期事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(5) 竹谷川、堂谷川(下味野) 砂防事業	早期事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(6) 上地谷川(国府町上地) 砂防事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	新規	都市整備部 都市企画課
	(7) 下木原地区砂防ダム(国府町下木原)	早期事業化	県・県土整備部	新規	都市整備部 都市企画課
	2 急傾斜地崩壊防止 (1) 高路地区急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(2) 勝見地区(気高町勝見) 急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(3) 滝山地区急傾斜地対策事業	早期事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(4) 宮原地区(用瀬町宮原) 急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(5) 赤波地区(用瀬町下土居～上土居) 急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(6) 片山地区(河原町片山) 急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(7) 河内地区急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(8) 浜村地区(気高町浜村B,C地区) 急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(9) 勝見地区(気高町勝見C地区) 急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
(10) 谷地区(国府町谷地区) 急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課	

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
56	(11) 西分地区(気高町上光地区)急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(12) 蔵見地区(福部町蔵見)急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(13) 屋敷地区(福部町栗谷)急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(14) 東今在家地区急傾斜地対策事業	早期事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(15) 小谷地区(気高町浜村)急傾斜地対策事業	早期事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(16) 美敷地区(国府町美敷)急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	新規	都市整備部 都市企画課
	(17) 宮下地区(国府町宮下)急傾斜地対策事業	事業の促進及び早期完成	県・県土整備部	新規	都市整備部 都市企画課
57	海岸侵食対策事業の促進について				
	(1) 白兔海岸の海岸侵食対策の促進	人工リーフ設置の事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(2) 湯山海岸の海岸侵食対策事業の促進	人工リーフ設置事業の促進	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(3) 姉泊海岸の海岸侵食対策の促進	人工リーフ設置の事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(4) 浜村海岸の海岸侵食対策の促進	人工リーフ設置の事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(5) 水尻海岸の海岸侵食対策の促進	人工リーフ設置の事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
	(6) 井手ヶ浜海岸の海岸侵食対策の促進	人工リーフ設置の事業化	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
58	海岸保全区域内の調査について	下記の海岸は、度重なる波浪により浸食され危険な状況となっており、原因を特定するための調査・検討を早急をお願いしたい。 (1) 伏野海岸 (2) 小沢見海岸 (3) 宝木海岸	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
59	県営事業に係る負担金の見直しについて	国の直轄事業負担金の見直しとあわせ、市町村負担金の見直しを行なっていたら、最終的には廃止していただきたい。	県・県土整備部	継続	都市整備部 都市企画課
60	公共土木施設災害復旧事業の国庫補助対象範囲の拡充について	公共土木施設災害復旧事業における測量設計費については、激甚災害指定を受けた場合には国庫補助の対象となるが、激甚災害指定を受けられない場合は、単独起債による財源により実施している現状である。公共土木災害復旧事業の工事費及び用地補償費については、指定の有無にかかわらず、国庫補助並びに補助起債の対象となっていることから、測量設計費についても同様に国庫補助の対象としていただきたい。	国土交通省 県・県土整備部	新規	都市整備部 都市企画課
61	生活交通手段を維持確保するためのバス補助制度の改善について	路線バスは、本県の住民にとって最も身近な公共交通機関であり、特に高齢者や児童生徒など自家用車を利用できない人にとっては日常生活を営む上で必要不可欠な交通手段となっている。 しかし、県内のバス路線については、利用促進の働きかけにもかかわらず、マイカーの普及、過疎化、少子化などにより、多くの路線が赤字での運行を余儀なくされている。こうした状況にも関わらず、国においては補助対象経費の上限額の引き下げなど補助金の見直しが検討されているようであるが、生活バス路線運行の維持に係る補助要件の緩和や支援の拡充及び特別交付税措置を継続していただきたい。	国土交通省 県・地域振興部	継続	都市整備部 交通政策課
62	生活交通体系構築支援補助金の制度改善について	本市では、利便性が高く効率的な公共交通を目指し、バス路線網の再編をすすめている。再編においては、利用者数に合わせて乗合タクシーなどを導入している。この乗合タクシーに対しては、県においても生活交通体系構築支援補助金により補助対象経費の上限を運行費用の60%として支援をしていただいている。 しかしながら、乗合タクシーは利用者の数が少ないため運行しているものであることから収益率は16%程度となっており、40%の収益確保には程遠いのが現状である。 については、生活交通体系構築支援補助金の乗合タクシーに対する支援について、補助対象経費の上限を運行費用の80%に引き上げていただくよう要望する。	県・地域振興部	継続	都市整備部 交通政策課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
63	鳥取港における迅速な通関 手続体制の整備について	鳥取港における外国貿易貨物の取扱量は、平成13年の9.5万トンピークに減少し、平成19年の中国産川砂輸出禁止以降は、数千トンまで落ち込んだが、近年は、中国からの融雪剤や石材の輸入により2万トン超まで回復している。 また、鳥取港振興会では、外国貿易を促進するため、荷役経費等の補助や港湾手数料の減免措置等を実施しており、中国への原木輸出など新たな外国貿易貨物の動きも出てきた。 しかし、鳥取港は関税法上の開港指定の港湾ではないため、鳥取監視署では通関手続ができず、利用者にとって大きな支障となっている。 については、鳥取自動車道開通、山陰自動車道・山陰近畿自動車道の整備が進展する中、鳥取港の物流機能強化に対する期待が高まっていることから、鳥取港における迅速な通関手続体制を整備していただくよう要望する。	県・県土整備部	継続	都市整備部 交通政策課
64	鳥取港へのクルーズ客船誘 致の推進について	全国各地の港湾でクルーズ客船誘致の取組が活発化しているなか、鳥取港においても、市民参加による「おもてなし」など、官民、地域が一体となってクルーズ船の寄港拡大に取り組んでいる。 しかし、今後、さらに全国的に誘致競争が繰り広げられることが予想され、鳥取港への寄港も困難となることが予想される。 については、鳥取港へのクルーズ客船誘致について、引き続き強力で推進していただくよう要望する。 また、寄港実績のある「にっぽん丸」や「ぱしふいっくびいなす」だけでなく、他のクルーズ客船の寄港についても促進していただくよう要望する。	県・県土整備部	継続	都市整備部 交通政策課
65	山陰新幹線の整備推進につ いて 《重点要望》	日本海側国土軸の形成は、国家の成長や国土強靱化にとって非常に重要な課題であり、福岡・下関から山陰を縦貫し北陸・京阪地方に接続する山陰新幹線（リニア方式含む）の整備は、将来の国家戦略や国土形成を考えた場合、最優先に推進されるべき国家的プロジェクトと考えている。 しかしながら、「山陰新幹線」構想は、国の基本計画策定から40年以上も棚上げの状態となっており、高速鉄道ネットワークが日本海側に欠落していることは、山陰地方や日本海沿岸都市の発展だけでなく、我が国全体の均衡ある発展を阻害している要因ともなっている。 こうした中、平成25年6月に設立された鳥取市長が会長となる「山陰縦貫・超高速鉄道整備推進市町村会議」には2府5県49市町村が結集し、調査研究や要望活動などとともに機運の醸成に取り組んできたところである。 「山陰新幹線」は我が国全体の経済力・地域力を大きく向上させ、地方創生を加速させるものとして、さらには、昨今、南海トラフ巨大地震等の太平洋側大規模災害が危惧される中、リダンダンシー確保のためにも、また、「日本海側国土軸」の形成のためにも必要不可欠である。 については、山陰新幹線の早期実現を図るため、国による本格的な調査研究の早期実施、山陰新幹線の「整備計画路線」への格上げと第二期整備計画としての位置付け、併せて国家戦略的観点からの新たな国主体の整備方式の検討、さらには並行在来線が経営分離されないための必要な財源措置について要望するとともに、その実現に向け、全県が丸となった強力な取組を推進していただきたい。	国土交通省 県・地域振興部	継続	都市整備部 交通政策課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
66	高速鉄道の整備推進について	<p>鉄道の高速化は、地域の経済・文化の発展と住民福祉の向上など地方創生に不可欠なものである。しかしながら、鳥取県東部の鉄道ネットワークは電化さえもされておらず、非常に脆弱な状況である。</p> <p>については、鳥取県東部の鉄道ネットワークについて、電化、複線化など在来線の充実を図るとともに、線形改良や車両更新、ダイヤ見直し等による乗継時間の短縮やフリーゲージトレインの導入など高速鉄道網の早期整備を要望する。</p>	国土交通省 県・地域振興部	継続	都市整備部 交通政策課
67	手動式樋門の動力式などへの切り替えについて	本市に管理委託されている国・県管理の樋門のうち、手動式樋門について、津波を含めた災害時の迅速な対応による安心・安全対策と地元操作員の負担の軽減のため、動力式やフラップゲートへ切り替えていただきたい。	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市環境課
68	樋門、揚水機場の契約・報告等に要する事務費について	国・県の樋門、揚水機場は、本市と受託契約を締結しているが、実際の点検・操作は地元等に再委託をしており、契約事務に要する職員人件費や点検報告書等に要する印刷費等は市費で負担しているため、委託料に事務費を計上していただきたい。	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市環境課
69	樋門操作員に対する補償の取り扱いについて	国・県の樋門は本市と受託契約を締結しているが、実際の点検・操作は地元等に再委託を行わないと受託出来ない状況である。操作員が万一、負傷、障がい又は死亡した場合の補償について、制度化されておらず、鳥取県は独自に民間の保険加入をしていただいているが、国の委託分については、市で民間の損害保険に加入している現状にある。このことについて、国において直接加入して頂くか、市が加入した保険料について委託料に計上していただくなど、受託にあたって明確に制度化していただきたい。	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 都市環境課
70	砂防事業、治山事業に伴う市管理普通河川（流路工）の財源措置について	県の事業化に伴い、単独砂防堰堤並びに治山堰堤の事業着手により、県事業範囲で下流流路（普通河川）の整備が管理者である本市に整備を求められている現状である。県施工による施設本体が完成しても、市施工区間となる下流流路の整備が現状では単市での施工となることから、流路工の整備については、国の交付金で事業化できるよう財源措置並びに制度化していただきたい。	国土交通省 県・県土整備部	新規	都市整備部 都市環境課
71	鳥取城跡周辺の賑わいの創出について	<p>本市では昨年度「鳥取城跡周辺にぎわい交流ビジョン」を策定し、史跡鳥取城跡の文化財としての保存・維持と活用、観光地としてのポテンシャルを高めるための啓発と整備、市民・観光客への歴史性・文化性のアピール等を行うこととしている。</p> <p>従来より県・市が連携して周辺の駐車場対策などを行ってきたところであり、引き続き、総合的な鳥取城跡周辺の賑わいづくりについて県・市連携した取り組みをお願いしたい。</p>	県・文化観光 スポーツ局	継続	都市整備部 都市環境課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
72	安全で安心なゆとりある住環境の整備について 交付金事業 (1) 久松地区街なみ環境整備事業 (2) 鹿野地区街なみ環境整備事業	鳥取市における安全で安心なゆとりある住環境の整備について予算枠を確保していただきたい。 (1) 久松地区街なみ環境整備事業（道路美装化、電線地中化等・平成27～平成31年度） (2) 鹿野地区街なみ環境整備事業（道路美装化、住宅修景・平成8～平成31年度）	国土交通省 県・生活環境部	継続	都市整備部 都市環境課
73	急傾斜地崩壊対策事業における採択基準等の緩和について	急傾斜地崩壊対策事業の採択基準である保全人家10戸、5戸以上の判定に際して、一連の急傾斜地を人家間距離50m以内として運用されているが、中山間地では、1戸の敷地面積が広いため50m以上となり、同一の土砂災害警戒区域内であっても、保全人家に入らない例があることから、人家相互間の距離の緩和等の措置をお願いしたい。	国土交通省 県・県土整備部	新規	都市整備部 都市環境課
74	社会資本整備総合交付金事業について	社会資本整備総合交付金事業について、『市町村道における安全で快適生活道路の整備』の予算枠を確保していただきたい。	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 道路課
75	防災・安全社会資本整備交付金事業について	下記事業の整備について予算枠を確保していただきたい。 (1) 防災・安全社会資本整備交付金事業について、『安全で安心できる生活空間の整備による「あんしん鳥取」の創出』の予算枠を確保していただきたい。 (2) 防災・安全社会資本整備交付金事業について、『歩行空間の確保による安心で安全な通学路整備』の予算枠を確保していただきたい。	国土交通省 県・県土整備部	継続	都市整備部 道路課
76	冬期における円滑な交通確保対策について	本年2月の豪雪においては、本市において33年ぶりに積雪量が90cmを越える記録的な大雪となり、主要幹線道路において長時間にわたる渋滞や通行止めが発生することとなった。 地域経済活動を維持し、市民の安心で安全な生活を確保するためには、安定した冬期交通を確保する必要があり、各道路管理者や関係機関が一体となった除雪体制の強化が必要である。 ついては、今後の冬期における円滑な交通確保のため、以下のとおり各関係機関で連携した対応をお願いしたい。 ・ 関係機関が連携した通行規制や迂回路設定などの対応の検討 ・ 積雪状況に応じた柔軟な除雪体制の構築のため、応援計画を踏まえた除雪計画の策定 ・ 除雪、通行規制、迂回路などの情報の一元化 ・ 道路利用者に対する広域的かつ、きめ細かい道路情報提供手法の改善 ・ 除雪機械購入を含めた除雪費用の重点的な配分	国土交通省 県・県土整備部	新規	都市整備部 道路課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
77	空き家の財産処分手続き等の簡素化について	近年増加する空き家の諸問題に対応するため、平成28年に措置法が施行されましたが、相続者が財産処分を行うにあたって、相続人同士が連携するにも所在を確認することが難しく、また民法（相続法）によって相続人の総意を得ることも難しく、何も出来ないまま放置せざるを得ないのが現状である。これらについて、相続の代表者の責任において財産処分が行えるような制度改正若しくは運用の改善をお願いしたい。	総務省	新規	都市整備部 建築指導課
78	耐震化促進のための交付金事業の充実について	社会資本整備総合交付金防災・安全交付金事業による耐震化を促進していくために今後も交付金配分の充実をお願いしたい。また、要緊急安全確認大規模建築物に対する交付金事業においても、期限の延長をお願いしたい。（現在は計画の着手が平成30年度までが対象であるため）	国土交通省 県・生活環境部	新規	都市整備部 建築指導課
79	食品関係営業許可に対する申請者の法令遵守指導について	飲食店、喫茶店などの食品関係営業許可34業種の営業許可にあたっては、適法な建築物の使用に対して許可証を交付されるよう申請者への指導をお願いしたい。（旅館業の許可は建築物の検査済証を添付書類として求められている。福祉施設は数年前より適法な建築物の確認が出来ない場合は新たな許可及び更新を行わないなどの運用がなされている。その他の施設においても適切な指導をお願いしたい。※許可後に改善を求めて行くのは困難であるため。）	県・生活環境部	新規	都市整備部 建築指導課
80	市営住宅建設事業等の促進について ・吉成団地改修 ・西浜団地改修 ・下曳田団地耐震改修	「社会資本整備総合交付金」の予算枠の確保をお願いしたい。	国土交通省 県・生活環境部	継続	都市整備部 建築住宅課
81	下水道予算枠の確保について	近年、防災・安全社会資本整備交付金が要求額に対して減額されている状況である。 社会ストックの適正管理のための長寿命化対策、市民の安全性向上のための震災対策や浸水対策等、多額の費用を要する事業が多いため、国費の助成なしでは事業の円滑な実施が困難である。予算枠の確保をお願いしたい。	財務省 国土交通省 県・生活環境部	継続	環境下水道部 下水道企画課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
82	安長ポンプ場の管理移管について	<p>昭和48～49年頃、県によるJR湖山貨物基地造成に伴い、周辺住民から既設水路等への排水の了解が得られず、基地からの汚水排水（処理水）・雨水排水を処理するため、千代川までの専用排水路と排水ポンプ場が新規設置された。</p> <p>当時排水される水路（通称鯉川）は国有水路であったため、ポンプ場及び排水管施設（専用排水路）等については、昭和51年に県との「公有財産譲与契約書」が締結され、維持管理を市が行うこととなった。</p> <p>その後、県により大井手川放水路が整備され、このポンプ場は河川排水（大井手川→野坂川）を行うポンプ場となった。</p> <p>平成29年度中に湖山貨物基地等への汚水整備が完了予定である。接続後は、これら専用排水路やポンプ場が不要となるため、早期に県への移管をお願いしたい。</p>	県・県土整備部	継続	環境下水道部 下水道企画課
83	放射性廃棄物に関する法整備と処理方法の確立について	<p>現在、本市においては自然由来の不法投棄物の処理に苦慮しているが、放射性投棄物に関する環境法を見直し、処理方法の確立を要望する。</p> <p>平成25年1月、本市において放射性投棄物が発見され、処分先・処分方法等について県をとおして国へ問い合わせたところ、投棄物が自然由来の物であり法の対象外または放射線量が低く法規制の対象外との見解であった。</p> <p>投棄現場の地権者からは早期撤去を求められているが適正な処分先もなく、他所への移動もできないまま現地で仮保管をしている。</p> <p>東日本大震災の放射性問題による住民感情もあり、市有施設等への移設もできない状況である。</p> <p>早期に環境法等の法整備を行い、適正に処分できるようにするとともに、処分にかかる費用についても補助制度の確立をお願いしたい。</p>	環境省 県・生活環境部	継続	環境下水道部 生活環境課
84	学校施設環境整備改善交付金の拡充について	<p>小中学校の空調設備（エアコン）及びトイレ改修については、児童生徒を取り巻く環境の変化から、関係者からの要望等も強く、喫緊の課題として計画的に取り組んでいる。そのため要望額に応じた予算措置をお願いしたい。</p> <p>また本交付金には、水泳プールの新改築及び耐震補強事業しか対象となっていない。しかし、本市にとっては、小中学校の既存の水泳プールの老朽化は深刻な状況となっており、今後計画的に改修する必要がある。その上で、財源確保の観点から、改修についても対象となるようお願いしたい。</p>	文部科学省 県・教育委員会	継続	教育委員会事務局 教育総務課
85	少人数学級の実現について	<p>県においては、平成24年度より全学年で少人数学級が実施となったが、国においては「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」の改正が行われず、小学2年生以降は加配の配分で実現しているため、来年度以降、少人数学級の実施に向けた法改正を実現するようお願いしたい。</p> <p>また県においては、国への働きかけを引き続きお願いしたい。</p>	文部科学省 県・教育委員会	継続	教育委員会事務局 学校教育課

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
86	教職員の勤務に係る条件整備について	<p>現在、土曜日を活用して教育課程内の学習活動を行ったり、地域学習や体験学習を積極的に取組んでいこうとしたり動きが始まっている。この中で、代休を設けないいわゆる「土曜授業」については、その効果を上げるために、ある程度の実施回数が必要であると考え。</p> <p>そのためには、教職員の勤務が重要となってくるが、教職員の勤務条件を考えるとすぐに実施できる状況ではない。</p> <p>したがって、国・県には「土曜授業」のねらいを生かすためにも、まずは教職員の勤務時間等の条件整備に取り組んでいただくことを要望する。</p>	<p>文部科学省 県・教育委員会</p>	継続	<p>教育委員会事務局 学校教育課</p>
87	放課後児童クラブの施設整備費に対する単県かさ上げ助成の再開について	<p>県においては、平成26年度、放課後児童クラブの整備に係る単県でのかさ上げ助成制度を設けていただき、本市においても活用させていただいた。</p> <p>しかしながら、本制度は平成26年度限りであり、児童福祉法上4年生以上も放課後児童クラブの対象児童とされたのは平成27年度からである。</p> <p>本市では、入級児童数が年々増加しており、待機児童を生まないためにも4年生以上の受け入れに対応した施設整備が必要であり、平成30年度以降、再度補助金のかさ上げ助成をお願いしたい。</p>	<p>県・福祉保健部</p>	継続	<p>教育委員会事務局 学校教育課</p>
88	災害時の児童生徒への安全確保に係る連絡体制について	<p>平成29年4月、児童生徒が通学に利用している県道の通学路の山側で崖崩れが発生し、県は翌日から2日間応急対応をされたが、未だに抜本対策の方針が示されていない。</p> <p>児童生徒が通学路としている県道に災害が起こった場合、鳥取市への迅速な情報提供をお願いするとともに、対策工事の内容やその後のスケジュールについての情報提供もお願いしたい。</p>	<p>県・県土整備局</p>	新規	<p>教育委員会事務局 学校教育課</p>
89	公職選挙法の改正について	<p>現在、郵便投票ができる人は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳の交付を受けている人で、障がいがある程度の人と介護保険の被保険者で要介護5の人が対象となっている。</p> <p>近年の急速な高齢化社会の進展に伴い、投票所で投票することが困難な要介護者数も年々増加している。介護保険の被保険者は要介護5に限定せず、要件の緩和をお願いしたい。あわせて代理記載についても認めていただきたい。また、身体障害についても、片側の下肢機能障害を要件に追加する等の緩和をしていただきたい。</p> <p>県選挙管理委員会においては、上記要望の国への働きかけをお願いしたい。</p>	<p>総務省 県・選挙管理委員会</p>	継続	<p>選挙管理委員会 事務局</p>

番 号	項 目	要 望 内 容	提案・要望先	新・継	市所管部課
90	簡易水道統合後の旧簡易水道施設についての国庫補助金の期間延長及び統合後の事業の運営経費の不足分に対する財政支援について 《重点要望》	<p>本市の簡易水道等77事業は、平成22年3月に厚生労働省に提出した簡易水道事業統合計画書に基づき、平成29年4月に上水道事業へ統合した。</p> <p>本市は山間部の面積が広い地理的条件から、統合した簡易水道等には小規模な施設が多く点在している。統合前まで整備事業を実施してきたものの、未着手の事業が多く残っており、統合後も継続して整備していく必要がある。</p> <p>また、統合前までは、国庫補助や一般会計からの繰り入れ、簡易水道事業債などを事業の主要な財源としていたため、統合後は旧簡易水道施設整備に係る費用負担が上水道事業の経営を圧迫することになる。</p> <p>なお、平成28年1月に簡易水道事業統合の国庫補助(交付金)について期限延長が図られたが、用地交渉や他事業による遅れなどの理由で平成31年度末まで延期となる一部の事業を対象としたものであり、統合後の旧簡易水道施設を無条件で対象としたものではない。</p> <p>よって、簡易水道事業統合に対する国の財政支援について次の事項を要望する。</p> <p>(1) 統合後10年間の旧簡易水道施設整備に対して、国庫補助(交付金)交付要件の緩和と補助率等の拡充をしていただきたい。(厚生労働省関係)</p> <p>(2) 統合後に実施する旧簡易水道施設整備に要する繰出基準等の拡充により、水道事業に対する財政支援を行っていただきたい。(総務省関係)</p> <p>(3) 辺地債及び過疎債の対象は、辺地地域及び過疎地域の簡易水道事業に限定されているが、これを統合後10年間の当該地域の上水道事業にまで拡大していただきたい。(総務省関係)</p>	厚生労働省 総務省 県・生活環境部	継続	鳥取市水道局 経営企画課
91	水道管路耐震化等推進事業における交付基準の緩和について 《重点要望》	<p>地震等の災害時における水道施設の被害を最小限に抑えるため、管路の耐震化、管路のループ化・二重化などのバックアップ機能整備、水管橋の耐震化などの事業を実施し、早期のライフライン強化に取り組んでいる。</p> <p>しかし、これらの事業には多額の事業費を要するため、水道施設の耐震化が進まないのが現状である。</p> <p>施設の耐震化を促進し、安全で強靱な水道事業を実現するため、国においては交付基準の見直しをしていただくとともに、バックアップ機能整備、水管橋の耐震化、全ての管種の更新についても補助対象となるようお願いしたい。</p>	厚生労働省 県・生活環境部	継続	鳥取市水道局 工務課
	項目		件数		
	91	新 規	24		
		継 続	132		
		計	156		